**介護保険負担限度額認定　申請書類について**

**座間市マスコットキャラクター**

**「ざまりん」**

**■負担限度額認定とは**

**介護保険施設を利用する際の居住費と食費**について、所得等の状況に応じて自己負担の上限（限度額）を設け、負担を軽減する制度です。

●介護保険施設・・・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設

**■利用までの流れ**

**【郵送の場合の宛先・問い合わせ先】**

**〒２５２－８５６６**

**座間市緑ケ丘一丁目１番１号**

**座間市役所　健康部　介護保険課　保険係**

**電話 ０４６－２５２－７７１９（直通）**

**■負担限度額認定の要件**

|  |
| --- |
| １ **住民税非課税世帯であること**  ２ **世帯が別であって配偶者がいる場合には、配偶者も住民税非課税であること**  ３ **所得の状況に応じた預貯金等の資産が条件に当てはまること（P4参照）**  ※「預貯金等」の対象については「■申告が必要となる資産の種類について」(P2)を  参照してください  ４　介護保険料の滞納による、**給付制限を受けていないこと** |

**■申請の方法**以下の書類を不足なく揃えて、提出してください。

別紙「申請書（同意書）の書き方」を参考に、

記入してください。

1. **介護保険負担限度額認定申請書**
2. **同意書**
3. **本人及び配偶者の「預貯金等」に関する書類**

例１　預貯金がある場合：**預貯金通帳の写し**

1. 銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページ
2. 最終残高及び直近２か月以上の明細がわかるページ

最新の状態に記帳したうえで、**申請日からさかのぼって２か月以上の取引履歴が分かるもの**を提出してください。

　　　　　ウ．定期預金のページ　　**※白紙の場合も提出してください。**

金額の記載がない場合も、預金がないことの証明として必要です。

　　　　　エ．貯蓄預金等のページ

※アに定期預金口座番号欄等があり、その口座番号の記載がなく、定期預金・貯蓄預金等がされてないことが明白な場合、ウ・エの提出は必要ありません。

　　　ネット銀行、ウェブ口座の場合も、上記ア～エが必要です。印刷方法については、所有口座の金融機関等にお問い合わせください。

例２　負債がある場合：借用書の写し（貸付額、返済期限、署名、捺印があるページ）

④**申請者の本人確認書類**

　　　　〇1種類で足りるもの（官公庁が発行した顔写真つきのもの）

　　　　　　運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳等

　　　　　 〇2種類の組み合わせで必要なもの（次のAとBを1つずつ、またはAから２つ）

　　　　　　A　健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療証、学生証（顔写真つき）等

　　　　　　B　会社等の身分証、診察券、預金通帳、郵便物等

**■申告が必要となる資産の種類について**

●預貯金等に含まれるもの：資産性があるもの、換金性の高いものかつ価格評価が容易なもの

●預貯金等に含まないもの：生命保険、自動車、価格評価が困難な貴金属（腕時計・宝石等）、その他の動産

「預貯金等」の対象となる資産の例、それに伴う添付書類は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| **預貯金等に含まれるもの** | **添付書類** |
| 預貯金(普通・定期等) | 通帳の写し（口座番号等のわかるページ、最終残高を含む2か月以上の明細、定期預金ページ）   * 預貯金要件を満たすために、申請以前に預貯金の引き出し等を行っている場合、預貯金の使用用途を証明する書類等（墓石購入に係る領収書等）の提出を求める場合があります。   （ネット銀行、ウェブ口座の写しも可） |
| 有価証券（株式・国債・地方債・社債等） | 証券会社や銀行の口座残高の写し  （ウェブサイトの写しも可） |
| 金・銀（積立購入含む）等、購入先の  口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の銀行等の口座残高の写し  （ウェブサイトの写しも可） |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し  （ウェブサイトの写しも可） |
| タンス預金（現金） | 自己申告 |
| 負債（借入金・住宅ローン等） | 借用証書 |

**※申請に関する注意事項※**

**・預貯金等に関する書類について、本人及び配偶者名義のものは全て提出してください。**

**・申請書類に不備（申請書や同意書の記入・押印漏れ、預貯金通帳等の添付書類不足等）が**

**ある場合には、審査及び決定通知発送までに時間を要します。**

**・申請書類の不備が解消されない限り、認定や認定証の発行はできませんので、予め御了承**

**ください。**

**■提出方法**

郵送又は窓口にて、申請書類を提出してください。

提出先は、座間市役所の介護保険課です。

郵送の場合、忘れずに本人確認書類の写しの提出をお願いします。

●認定の適用開始日は、**申請された月の初日**となります。

**申請された月より前にさかのぼって認定することはできません**ので、提出される日付に御注意ください。

●**ケアマネジャー・施設職員等による代行提出の場合には、申請書類を封筒に入れ、中が見えない状態で受け渡し及び提出を行ってください**。

**■決定通知書及び認定証について**

負担限度額認定の承認又は不承認については、決定通知書にてお知らせします。

認定を決定した場合には、決定通知書と併せて、負担限度額認定証を郵送します。

送付先は住民登録地、又は届け出済みの送付先となります。住民登録地以外の施設等へ送ることはできません。

**●認定証が届き次第、サービスを利用されている施設へ、認定証を必ず提示してください。**

　（認定証の提示がない場合、負担限度額認定が適用されませんので御注意ください。）

**■介護保険施行規則第８３条の５第４号に定める特例措置について**

高齢者夫婦世帯で、一方が施設に入所し、施設の居住費・食費を在宅で生活する配偶者が負担すると生計困難になるような場合、一定の要件を満たすと利用者負担が軽減される場合があります。要件については、担当までお問い合わせください。

【参考】利用者負担段階と負担限度額

認定が決定した場合には、第１～３段階②のいずれかに該当します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **利用者 負担**  **段階** | **対象者** | **預貯金等の資産の状況** | **負担限度額認定（日額）** | | | | |
| **部屋代** | | | | **食費** |
| **従来型個室** | **多床室** | **ユニット型個室** | **ユニット型個室的多床室** |
| **第１**  **段階** | **生活保護受給者の方等** |  | **490円**  **(320円)** | **0円** | **820円** | **490円** | **300円** |
| **世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方** | **単身：1,000**  **万円以下**  **夫婦：2,000**  **万円以下** |
| **第２**  **段階** | **世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が８０万円以下の方** | **単身：650**  **万円以下**  **夫婦：1,650**  **万円以下** | **490円**  **(420円)** | **370円** | **820円** | **490円** | **390円**  **【600円】** |
| **第３**  **段階** | **世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が８０万円超120万円**  **以下の方** | **単身：550**  **万円以下**  **夫婦：1,550**  **万円以下** | **1,310円**  **(820円)** | **370円** | **1,310円** | **1,310円** | **650円**  **【1,000円】** |
| **第３**  **段階** | **世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超の方** | **単身：500**  **万円以下**  **夫婦：1,500**  **万円以下** | **1,310円(820円)** | **370円** | **1,310円** | **1,310円** | **1,360円**  **【1,300円】** |
| 第４  段階 | 第１～３段階②以外の方  （負担限度額認定対象要件を満たさない方） | **非該当**のため、負担限度額なし | | | | | |

※（　）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合又は短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【　】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

**■負担限度額認定の適用期間に変更がある場合**

●認定期間の途中で、生活保護の受給を開始されたとき

→**変更発生月の前月末までは当初の段階、変更発生月からは変更後の段階となります。**

●転居等により、住民税非課税世帯から課税世帯へ変わったとき

●認定期間の途中で、資産が要件金額を超えたとき

●認定期間の途中で、生活保護の受給を廃止されたとき

→**変更発生月までの認定期間となり、変更発生月の翌月からは変更後の段階となります。**

●認定期間の途中で、所得の修正申告を行ったとき

→**認定期間の開始日から、修正申告後の所得に基づいた段階での認定となります。**

上記の場合、利用者負担段階および適用期間を正しく反映した認定証を交付し、郵送します。

新しい認定証は速やかに利用されている施設へ提示し、古い認定証は介護保険課まで返却してください。